3.4 勧告規定

公的機関は、乗船し、若しくは下船する旅客に対し、又は旅客の代わりに船舶所有者に対し、旅券若しくは公的な身分証明書によって既に提供された情報を補足する情報又は当該既に提供された情報と重複する情報であって、書面によるもの（この附属書に規定するいずれかの書類に記入するために必要なものを除く。）の提出を要求すべきでない。

3.5 勧告規定

公的機関は、乗船し、又は下船する旅客に対して補足的な情報（この附属書に規定する書類に記入するために必要なものを除く。）を書面により提出することを要求する場合には、旅客の更なる識別のための要件を勧告規定3.6（乗船票又は下船票）に掲げる項目に限定すべきである。公的機関は、乗船票又は下船票が旅客によって記入された場合には、これを受理すべきであり、乗船票又は下船票が船舶所有者によって記入され、又は検査されることを要求すべきでない。乗船票又は下船票については、その様式が活字体による記入を定めている場合を除くほか、判読が可能な手書きの文字による記入を認めるべきである。旅客に対しては、乗船票又は下船票の写し（一部又は二部以上の同時に作成される写しであって、カーボン紙によるものを含むことができる。）一部のみを要求すべきである。

3.6 勧告規定

公的機関は、乗船票又は下船票について次の情報以外の情報を要求すべきでない。

姓
名
国籍
旅券その他の公的な身分証明書の番号及び有効期間の満了の日
生年月日
出生地
職業
乗船港又は下船港
性別
目的地の住所
署名

3.7 標準規定

公的機関は、船舶内の者に対して黄熱から保護されていることについての証拠を要求する場合には、国際保健規則に規定された様式による国際予防接種証明書又は国際再予防接種証明書を受け入れる。

3.8 勧告規定

船舶内の者又は下船する者の健康検査については、原則として、検疫の対象となる疾病がまん延している地域からその疾病の潜伏期間（国際保健規則において規定するもの）内に到着する者に限定して行うべきである。ただし、国際保健規則に従い追加的な健康検査を要求することができる。

3.9 勧告規定

公的機関は、入国する旅客の携帯品の税関検査を、原則として、無作為に抽出する方法又は選択的な方法で行うべきである。旅客の携帯品に関する書面による申告については、可能な限り省略すべきである。

3.9.1 勧告規定

公的機関は、適当な安全上の措置（審査を簡易化するため、自動化された手段によるものであることが望ましい。）を講ずる必要があり得ることに十分な考慮を払いつつ、可能な限り、出発する旅客の携帯品の検査を免除すべきである。

3.9.2 勧告規定

出発する旅客の携帯品の検査を完全に免除することができない場合には、その検査は、原則として、無作為に抽出する方法又は選択的な方法で行われるべきである。

3.10 標準規定

旅券若しくは国際労働機関の関連条約に基づいて発給される身分証明書又は有効なかつ正当に認められた船員身分証明書は、船舶の到着又は出発の際に個々の乗組員に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

3.10.1 標準規定

公的機関は、船員身分証明書について次の情報以外の情報を要求してはならない。

姓
名
性別
生年月日及び出生地
国籍
身体的特徴
写真（認証されたもの）
署名
有効期間の満了の日（有効期間がある場合）
発給した公的機関

3.10.2 標準規定

公的機関は、次の目的のために何らかの輸送手段により旅客として自国に入国し、又は自国から出国することが船員にとって必要である場合において、当該船員の有効な船員身分証明書が当該船員身分証明書を発給した国への再入国を保証するときは、当該船員から旅券に代えて当該船員身分証明書を受け入れる。

(a) 当該船員が、自己が乗組員である船舶に乗り組むこと又は他の船舶に移乗すること。

(b) 当該船員が、他国において自己が乗組員である船舶に乗り組むため、帰国するため、又は自国の当局が承認したその他の目的のために自国を通過すること。

3.10.3 勧告規定

公的機関は、原則として、個人の身分証明書の提示又は船員身分証明書を乗組員について補足する情報であって、乗組員名簿により提供されるもの以外の情報の提出を要求すべきでない。

B　旅客及び乗組員の出入国並びに手荷物の通関を簡易化するための措置

3.11 勧告規定

公的機関は、船舶所有者及び港湾当局又は港湾行政の協力を得て、特に、手荷物の積込み、積卸し及び輸送の手配（機械化された方法の利用を含む。）について並びに旅客の遅滞が頻繁に生ずる地点について特別の考慮を払いつつ、旅客及び乗組員の出入国並びに手荷物の通関が迅速に行われるように港湾交通の良好な流れを提供するための適当な措置をとり、十分な要員を提供し、並びに適